

令和元年6月20日現在

機関番号：23901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17388

研究課題名（和文）学校運営への父母参加制度の国際比較研究 グローバルスタンダードに向けて

研究課題名（英文）A Comparative Study on Parental Participation Systems in School Administration: Exploring the Global Standard

研究代表者

葛西 耕介 (KASAI, Kosuke)

愛知県立大学・教育福祉学部・准教授

研究者番号：00769010

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、教育学、教育行政学、憲法学等で展開されてきた父母の学校運営への参加に関わる日本の学説展開の特徴を、（1）1945年から1950年代半ばまで、（2）1950年代半ばから1980年代半ばまで、（3）1980年代半ばから現在までの3つの時期に分けて、親の教育権に着目しつつ解明した点にある。そこでは、5つの公共性概念を用いることで、各論者・学説の背後にある教育・政治思想との関係にさかのぼって、各論者・学説の類型化と意味づけを行った。また、父母の学校教育参加の基礎にある親の教育権の理解が、日本、イギリス、ドイツでは異なることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、政策的・学術的に1980年代以降特に関心が払われつつも、原理的・学説史的・国際比較的検討という点でまとまった研究がなかった学校運営への父母参加という研究領域について、大きな研究上の空白を埋めた点にある。

また、本研究の社会的意義は、親の教育権という公教育原理・父母参加原理に立ち返りつつ検討された学校運営への父母参加のあり方に関するまとまった学術的知見の提示によって、近年その設置が努力義務化された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や、社会的に論争的であるPTAについての理解の仕方、ひいては公教育と親との関係を考える原理的な知見を提示した点にある。

研究成果の概要（英文）：Through dividing into 3 periods, from 1945 until the middle of 1950s, from the middle of 1950s until the middle of 1980s, and from the middle of 1980s until the present, the study clarifies the development of theories in Japan on parental participation in school administration, which have been dealt in the academic fields such as Education Law, Education Administration, Constitutional Law. This research especially explores the principle of parental participation from the perspective of parental responsibility (parental authority). By employing 5 different concepts on the Public Sphere, going back to educational and political thoughts related to the theories, this study classifies and gives a significance to typical theories and advocates or researchers. This study also discusses the distinction among Japan, England, Germany of the parental responsibility on education of their child, which is based on parental participation system in school administration in each country.

研究分野：教育行政学、学校経営学、教育学

キーワード：学校教育参加の思想・学説 親の教育権 学校運営協議会 イギリスの学校理事会 ドイツの学校会議
PTA 社会民主主義 市民的公共性

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

学校経営（予算・人事や教育内容）へ保護者や地域住民の直接の意見反映・参加を可能にする学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡大が全国で進められている。この制度が描く新しい公教育像は、授業内容も含め日本の教育を大きく変えていく可能性をもっている。しかし、この制度を通じた父母参加の量と質は、国際比較上は、端緒的なものに留まっている。学校運営協議会制度を含め、今後日本の父母参加制度を国際的な水準にまで発展させるためには近年変化の著しい諸外国の父母参加制度の研究は不可欠である。そこで、この20年、空白となっている諸外国における父母参加制度の制度的また実態的な解明を行うとともに、そうした諸外国の父母参加制度との比較における学校運営協議会の制度的な位置の解明とその制度的・運用的な改善が、社会的にも学術的にも求められている。

2. 研究の目的

上記の背景から、本研究は、①日本の学校運営協議会のほか、②学校運営協議会のモデルの1つであるイギリスの学校理事会（School Governing Body）と、③それらとは対照的な原理に立つ父母参加の“先進国”ドイツの学校会議（Schulkonferenz）を対象にして、3年間の計画で、文献調査および実証調査を行い、各制度における（A）父母、（B）教師、（C）行政機関の固有の役割と位置づけに着目しつつ各制度を支える原理と思想を理論的・実証的に明らかにし、もってわが国の学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）をグローバルスタンダードに沿った制度ないし運用に高めることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、3年間の計画で、文献調査と実証調査を進めた。その際、文献調査を主軸に据え、参与観察・インタビューからなる実証調査で補完することとした。具体的には、日本については、父母参加に関わる戦後の諸論文・文献を網羅的に収集・分析し、また都市部を中心に学校運営協議会の参与観察を行った。イギリスやドイツについては代表的な文献の収集・分析を行った。

4. 研究成果

日本の学説については、教育行政学、教育法学、憲法学等にわたる父母参加学説について網羅的に文献研究を進めた。そこでは、その背後にある教育・政治思想との関係も含め、多くはない父母参加学説の展開を跡付け、主だった学説の類型化と意味づけを行った。

その際、3つの時期区分——1945年から1950年代半ばの時期、1950年代半ばから1980年代半ばの時期、1980年代半ば以降の時期——をもちながら、5つの《公共性》論を用いて日本における学校運営への父母参加の学説の展開過程を明らかにした。この5つの《公共性》論とは、①国家が直接に国民の紐帯をとり結ぶ《国家的公共性》、②労働者の団結や連帯を通じて諸個人間の共同性を回復する《労働者の公共性》、③諸個人の自由・権利に優位して追求された主権的・共同体的な「国民」としての観念を通じて共同性を構築する《国民的公共性》、④個人主義的で自律的な「市民」の自由と権利の延長線上で共同性を構築する《市民的公共性》、⑤市場の適正な配分作用を通じて共同性を構築する《市場的公共性》である。

以上の枠組みで進めた本研究から得られた成果の概要は、以下の通りである。

(1) 日本における親の教育権認識や学校教育法制における親の権利の不在を示し、親の教育権は公教育の本源的正当性を基礎づけるものでありながら日本ではこれが保障されておらず、これに関する先行研究も相対的に不在であることを、教育行政学領域、教育経営学・学校経営学領域、教育法学領域、教育運動研究から明らかにした。

(2) 日本の教育法枠組みの独特さを「教育権」を享有する主体という軸から、3つの時期区分に即してその動的展開を明らかにした。すなわち、国際的には、「教育権」は親に帰属するものであるとの理解を自明としているのに対して、日本ではその帰属が「国家」と「国民」との間の対立軸として論じられてきたという特徴がある。より具体的には、日本の「教育権」に関わる学説展開が、第1の時期においては《労働者の公共性》に支えられていたものが国民教育論を通じて《国民的公共性》となること、しかし「教育権」は主権的に理解されていたこと、第2の時期には「教師の教育権」を通じて「教育権」が主権的理解から人権的理解へと展開すること、第3期には「教育権」の享有主体が「国民」でも「教師」でもなく「親」であると学説に認識されつつあることを明らかにした。

(3) 親の教育権に基づく学校教育参加の理論的基礎づけと、これがこれまでなされてこなかった思想的背景を明らかにした。すなわち、その親の教育権に基づいて父母の学校教育参加を肯定するためには、理論的には、親の学校教育に対する関係・正当性（狭義の「親の教育権」）は、親の子どもに対する関係・正当性（「親権」）によってこそ基礎づけられるので、親の子どもに

対する関係（「親権」、私法領域）と親の学校教育に対する関係（狭義の「親の教育権」、公法領域）とが前者を基礎として統一的に理解される必要がある。しかし、この2つの関係・2つの領域の統一的な理解がなされてこなかった理由を戦前と戦後の民法学説の検討を通じて、また、近代の実現の追求に傾斜した戦後の社会科学の思想と関連づけて明らかにした。

(4) 第2の時期、すなわち、1950年代半ば以降から1980年代半ばまでの時期については、相互に競合して《国家的公共性》に対抗する学説として、海老原治善、持田栄一、牧証名、堀尾輝久、兼子仁、伊藤和衛の学説に着目した。そして、この各学説が採る《公共性》論、すなわち国家と市民社会の理解に着目して、《労働者の公共性》、《市民的公共性》、《国民的公共性》に分類・分析し、そうした《公共性》論ゆえに、各論者の親・教師・国家（教育行政）の位置づけが把握され、また公教育への父母参加形態として労働者の自主管理論、学校自治への父母の学校教育参加論、行政参加論への具体化が各論者に論じられたことを明らかにした。

(5) 第3の時期、すなわち、1980年代半ば以降の時期については、日本において長い間不活発であった父母参加論がなぜ1980年代に政策・学説として示されるようになるのかを、《市民的公共性》論が80年代半ば以降に再興したという思想的背景にさかのぼることを通じて明らかにした。すなわち、60年代以降の、《国家的公共性》を採っていた体制による自由民主主義・立憲民主主義の受容と、他方での《労働者の公共性》を採っていたマルクス主義の国家論と市民社会論の変容、そして、ほとんど初めての《市場的公共性》の提示、こうした事情の総合としての80年代半ば以降の《市民的公共性》の再興を具体的に明らかにした。そして、そうした状況の反映・体現として教育行政学周辺領域での議論を、永井憲一や黒崎勲の諸議論から読み取った。

(6) 1980年代半ば以降に研究者や教職員団体から提示される父母参加制度論の特徴を明らかにした。1980年代半ば以降、父母参加制度については従来の慣習法的なPTA活用論に代わって具体的な制度論が提起されてくること、日本の父母参加制度論は学校自治論から生まれてくることを学説に即して明らかにし、そのうえで、父母参加制度論を学校自治論・内外区分論を軸にして区分した。すなわち、そうした日本の学説の延長線上に具体的な制度論を描く今橋盛勝と佐貫浩の議論に対して、アメリカのガバナンス論をモデルにする坪井由実とドイツの学校教育参加をモデルにする結城忠の議論を対照的に位置づけた。また、学説以外に、同時期に日本教職員組合から提示される父母の学校参加制度論の特徴も明らかにした。さらに、2000年代に全国的に法制度化される学校運営協議会制度について、その背後にある思想・学説とともに、法の問題点と運用上の展望を明らかにした。

(7) イギリスとドイツとの親の教育権の現れ方の違いを仮説的に解明した。すなわち、その強弱や具体的な現れ方は各国によって差がありつつも、少なくとも享有主体の点で、「教育権」は抽象的な「国民」でも何らかの共同体でもなく、教師（集団）やもちろん「国家」でもなく、親個人（各家庭）であることが自明とされていること、その親の「教育権」の具体的な現れ方、意味内容として、私立学校の選択にはとどまらず、子どもを通わせる学校の教育についての選択、拒否、異議申し立ての諸権利が認められ、さらに参加の権利を保障するために諸個人の要求を集団化・組織化するための機構つまり参加制度が整えられていること、である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3件）

- ① 葛西耕介、父母の学校教育参加制度を支える思想——1980年代半ば以降の《市民的公共性》の再興に焦点をあてて、日本教育政策学会年報、査読有、25号、2018、pp. 140-153.
- ② 葛西耕介、学校自治とチーム学校——教職の専門性、学校の地域及び家庭との連携をめぐって、日本教育法学会年報、査読無、47号、2018、pp. 96-105.
- ③ 葛西耕介、連立政権以降のイギリスの教育政策とその研究動向——アカデミー、ナショナルカリキュラム、教員養成を中心に、日本教育政策学会年報、査読無、24号、2017、pp. 162-170.

〔学会発表〕（計 2件）

- ① Kosuke KASAI, Parental Participation System in School Administration in Japan: Comparison with England and Germany, World Education Research Association (WERA) Focal Meeting, 2017.
- ② 葛西耕介、学校自治とチーム学校、日本教育法学会定期総会、2017.

〔図書〕（計 2件）

- ① 田中孝彦、田中昌弥、堀尾輝久編、東京大学出版会、教育の思想、2019年、全528頁（葛西耕介「親の教育権と参加——一九八〇年代以降の制度論の検討」（全20頁））
- ② 愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科編、小学校教育実践の基礎と展開—実践指導力を高めるハンドブック、2017年、全196頁（葛西耕介「第2章 教師と父母の参加する学校経営——教師の専門性が活かされ、父母の参加が歓迎される学校づくりへ」 pp. 13-22）。

6. 研究組織

(1) 研究分担者

(2) 研究協力者

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。